

## 第 38 回 MOF・NGO 定期協議会議事録

◆ 日時：2008 年 6 月 26 日

◆ 会場：財務省 4 階 中 422 会議室

### ◆ NGO からの討議議題

1. 途上国への気候変動対策資金について～クールアース・パートナーシップや世界銀行の気候変動関連基金への拠出等について
2. 途上国の貧困層を対象とした自然災害リスク軽減対策の一環としての天候保険の活用について
3. ADB のセーフガード政策について
4. ADB のアカウントビリティメカニズムについて
5. アチェ・ラファージェセメント工場再建プロジェクト
6. ラオス・ナムグム 3 ダム事業について
7. ネパール・西セティ水力発電事業について
8. ラオス・ナムトゥン 2 ダム事業について
9. インド・ラファージェ・スルマ・セメント事業について
10. サハリン II 石油・天然ガス開発事業について

### ◆ 財務省からの報告

MDBs（国際開発金融機関）年次総会について等

### ◆ 出席者：

#### 【財務省国際局】

審議官室：山崎審議官

開発政策課：坂本補佐

開発機関課：土井課長、吉田課長補佐、久郷課長補佐、竹下係長、真船係長、稲岡係長、五十嵐係員

開発政策課（参事官室）：細田課長補佐、内田課長補佐、久木田係長

#### 【NGO】

中澤、神崎、清水、渡辺、柳井（以上、FoE Japan）、松本、福田（以上、メコン・ウォッチ）、大内（トランペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、木村（市民外交センター）、森田（東京工業大学）、寺嶋（ADB 福岡 NGO フォーラム）、川合（日本国際ボランティアセンター）、望月（アジア開発銀行・駐日代表事務所）、満田（地球・人間環境フォーラム）、田辺、中村、若松、山下、仲田（以上、JACSES）  
NGO からの討議議題

## 議題 1、途上国への気候変動対策資金について～クールアース・パートナーシップや世界銀行の気候変動関連基金への拠出等について

田辺：

第 38 回 NGO・財務省定期協議会を開催する。さっそく議題に入りたい。通常 NGO 側から質問書を読み上げる形で説明をしているが、今回は議題が多いので予め出しておいた質問に財務省側から先にご返答を頂くことにする。それでは、議題 1 の途上国への気候変動対策の資金について。

MOF 坂本：

質問を 4 つ頂いているのでそれらに答えたい。1 点目、全体的なことについてだが、どういうプロセスで意思決定を日本政府が行なっているかについて。それはクールアース全体の事か。

中澤：

クールアース全体についてである。

MOF 坂本：

クールアースは福田総理がダボス会議でクールアース・パートナーシップを打ち出し、ファクトシートが出ている。プロセスは官邸主導であり、官房長官・経済産業大臣・環境大臣・外務大臣の 4 大臣と、去年の秋からは財務大臣もほぼ毎回出るようになり、5 大臣が集まり議論している。

事務的には内閣官房と外務省が中核となり議論をしてきた。マルチ基金に属する件については、財務省が主管している。ご指摘のとおり途上国の開発において気候変動を緩和する案件の支援である。ポスト京都の枠組みの中で、途上国がどういう義務を負うべきかという点に関する途上国のセンシティブティにも考慮して議論を進めてきたというのが実際である。

我が国の拠出額については、6 月 9 日、総理が日本記者クラブで行った「低炭素社会に向けて」の講演の中で、金額を最大 12 億ドルと表明した。この気候投資基金がどういう基金であるべきかという問題については、世界銀行が主として事務局を務め、日本・アメリカ・イギリスの財務省が中心となって、いわゆるドナー会合を設けている。名前はドナー会合だが途上国代表ももちろん来ており、会議の前には NGO の方々との対話を世銀が中心となって開いている。また、その時々主要なペーパーもインターネットで公開している。途上国サイド或いは途上国の温暖化対策の在り方に関心のある市民社会の声をなるべく取り入れていくプロセスを踏んできた。

2 点目、支援対象のプロジェクトに関して、バイオ燃料・大型水力発電・原子力・石炭火力・道路建設が入るとのお訊ねであるが、原子力は入らないと思う。道路建設に関しても、都市における交通の渋滞緩和の様なプロジェクトが CO2 削減に繋がる場合があるので、結果的に道路を作っていく可能性はある。

高効率の石炭火力発電所については、むしろ皆さんの考えを聞きたい。石炭火力発電所について従来のやり方ではなく、CO2 排出量が少なくエネルギー効率の高いものを行いたいと途上国側は言っている。

適地であればともかく、風力・太陽光はコストが高く 2 の次 3 の次ぎになっている。高効率石炭火力発電はネガティブに捉えられているが、行うべきではないとお考えなのか？むしろご意見を伺いたい。

3 点目、脱化石燃料社会に関しては、例えば高効率の石炭火力発電は CO2 排出抑制に効果があるものの、脱化石燃料社会形成に逆行しているのかもしれない。しかし、果たしてそれが批判するに値するのかどうか、むしろ開発、成長と気候変動とのバランスを考えた時に妥当とも考えられるが、もう少し踏み込んでご意見を聞かせて頂きたい。

最後のクレジットに関してだが、今回の基金は日本企業を応援するための基金ではないので結果的に出てくるクレジットを日本企業が優先的に取得することは結果的にあるかもしれないが、少なくともそういった案件を優先的に採択するわけではない。今回の基金を作ることとクレジットが日本の削減目標に利用されるなどの因果関係は全くない。

中澤：

今回は非常に大きな資金、1 兆 2500 億円と国民一人当たりでも 1 万円ずつ出す形になっているが、それにしては議論が足りない気がする。気候変動はこれから緊急に大きな排出削減が必要で、資金も多く必要である。国連の気候変動枠組み条約の次期枠組み交渉では、2009 年末の交渉期限に向けて、科学的な根拠や色々な公平性が配慮されつつ途上国支援のための資金制度づくりが進んでいくものと理解している。その一方で、気候変動対策の緊急性から 2 国間や世銀を通して出す資金メカニズムづくりが相次いでいる。しかし資金を出すことは良いが、これらの資金メカニズムが既成事実となって意図していなくとも国連交渉に結果として影響が出てくることは十分配慮しなければならない。

また質問 2 に挙げたように私たちはこういった事業を懸念しているが、今後どう基準が設定されるのか。多分このあたりは今のお答えからは、基準や細かい手続き等はまだ決められてないと感じたが、その辺りのプロセスや透明性は確保して頂きたい。日本の市民社会だけではなく対象となる途上国の市民社会に対しても十分開かれるべきである。

高効率の大型石炭火力発電に関してだが、途上国からのニーズはあると思うが、CDM という制度では、事業自体の追加性の問題が付きまとう。つまり CDM の資金の有無に関係せず計画されていた事業を、CDM の対象事業として削減量をカウントしてしまうことの疑問がある。例えば、新規に設置される石炭火力発電で 30 パーセントなどの効率改善が図るのであれば、事業単体では削減できるが、地球全体として見たときには、石炭の消費を増加するわけで、結果的に CO2 の排出を増加する。これは将来、途上国のエネルギーインフラをどういう方向に持っていくかという話とリンクし、その国のエネルギーの在り方に影響する。石炭火力では大きく集中的にエネルギーを生産・配送していく今までのエネルギーインフラを移転していく形になる訳だが、そうではなく分散型などの地域ごとに応じたエネルギーの利用のあり方もあると思う。そういったところに対してもっと慎重に現地の国だけではなく住民レベルでも考えるべきである。大型ダムによる水力発電などができたときに地元の人達に供給されずに大都市に供給されているような事例もあるので、地元のニーズを配慮すべきであり、地域のプロセスを取ることが重要であると考えます。

クレジットだが、意図はしていないと思うが、日本の政策であるセクター別アプローチは技術移転することを意図し、クールアースとマッチしている。また世銀への投資に積極的に日本が貢献しているので、セクター別アプローチと絡めて将来的に達せられる大きな中長期目標を現実的に緩和するため、クレジットをあてにしているのではないかと考えられる。今までの CDM を見ている限りでは、クレジットが実際に世界全体の削減ではなく、削減義務が課せられている国のオフセットになっている。資金メカニズムについては国連の中で交渉しているところだが、世銀に先に制度ができてしまうことで世銀がこのクレジットをあてにした制度になっていき、国際的な交渉に影響してしまうのではないかと。

MOF 坂本 :

様々な人が様々なことを言っている。排出権取引のような制度ができると、日本は義務を負うが途上国は義務を負わない、という不公平な制度にプレッジするようなことになるのでやめて欲しいという意見も日本の産業界からある。一方、排出権取引等が地球全体の排出削減へ与える影響に疑問を呈す向きもある。しかし、公共政策論として効率的な排出量削減を考えたとき、当然、排出量取引制度というアイデアは出てくる。それが CO2 排出を増やす効果があるとは思えない。

例えば、今の国連の CDM 認定手法の基準が不相当で、本来、CDM に値しないものが CDM に認定されている、等の制度設計の不備を指摘するようなご批判はありえるのかもしれない。しかし、制度自体がけしからんという考え方は如何かと思う。

また、1月に基金に参加するといってから、半年経つが、日本の NGO 側から1度もこの基金に関する具体的な提案は聞かれない。折角こうした協議会を設けているのだから、意見交換のプロセスの不足といったことではなく、具体的な考えをお聞かせ頂きたい。

満田 :

今のお話に関して、私としてはクールアース・パートナーシップの各ファシリティ、事業の選定基準を設けて頂きたいと思っている。関心を持っている人達の間で小規模でもコンサルテーションを開催し選定基準を決めて、それに基づいて個々の事業を選定していくべきだ。私たちは、大型のバイオ燃料事業、水力発電事業、原子力発電事業などに懸念を持っていて、地球環境保護の名の下に進められていくことを大変恐れている。先程、ご提案をという話があったが、是非こういった選定基準を作って頂きたい。

MOF 坂本 :

実際の事業実施は各ファシリティ別となる。無償資金協力なり JICA・JBIC で行っている事業のそれぞれプロセスの中で、コンサルテーションに不足があるならば、充実するべきだと思う。それはクールアースに限らず全般についてだろう。

満田 :

JBIC・JICA・NEXI の環境ガイドラインは、この基金からの事業に適用されるのか。JBIC・JICA が実施機関となって実施するものもあるが、また、円借款については適用になるのか。

MOF 坂本 :

この基金は世界銀行に設けられた、アジア開発銀行だとか世界銀行の融資案件のためである。円借款については適用になる。

渡辺：

財務省の方々には面会の約束を頂けたが、中にはまだプロセス等がしっかり固まっていない状態なので、お会いすることができないという話を頂いた所もあった。

MOF 山崎：

それはどこ。

渡辺：

経済産業省である。日本政府の中で未だにこういった対応だと市民参加なども図りづらい。

MOF 坂本：

我々は金融が専門だが、逆に言うとそれ以上ではない。途上国の要望等は JBIC 等から聞いているが、途上国の地域社会に与える影響等については情報が足りない面もあり、引き続きご指導頂きたい。

柳井：

もしよろしければ、ご存知かもしれないが、世界中の NGO で出している今回の気候変動投資基金に関する懸念の一覧である。参照いただきたい。

清水：

すでに話があったかもしれないが、1 点目の今後のプロセスについてだが、クールアースの全体の話をする時に、各省庁でそれぞれ担当もある中で、非常にやりにくさを感じている。提案だが日本政府として、市民に対して説明の場を設けるのはどうだろうか。要するに 5 省庁全てが主催となって開催する形だと効率的だと思う。

MOF 坂本：

効率的な部分もあるが、実際考えてみるとクールアースの中でそれぞれきちんと責任・勘定が分かれています、それらの足し算になっている。それぞれ責任をもった役所があるので、保険は経済産業省、JBIC であれば財務省ではあるという風に、そこはご理解頂きたい。

柳井：

その状況でどこの省庁にどのように私達、市民社会は提案すればよいのか。

MOF 坂本：

無償資金協力や円借款に関しても外務省である。経済産業省が持っているのは貿易保険、エネルギー消費効率化事業を使った援助スキームの創設である。そしてアジア環境ファシリティは我々財務省である。基本的にはこの 3 つになる。

森田：

最近オックスファムからコメントが出ているが、要するに世銀の中にこういった気候関係の基金を作ることは、UNFCCC の今後の議論、或いはそこで作られた基金の運営に対して若干障害になるのではないか。そこで将来的には世銀で作られた基金も UNFCCC に移すべきではないかということを提言している。財務省は世銀と関係があるので、そこに作るという考え方になると思うが、地球環境問題を進めていく上で障害になっていくのではないか。

MOF 坂本：

今の状況を考えて逆在世銀だからこういう基金を作れるのではないか。もし今 UN にこれを作ろうとすると途上国はこぞって反対するだろう。まさにポスト京都の新しい枠組みを先取りする議論をするのか、途上国にも一定の義務を負わすという前提にした制度を作るのかと彼らは言う。

森田：

それは時限で、3 年間で終わりか。

MOF 坂本：

そうだ。これは時限であり、ポスト京都と切り離しているなのでこの 3 年間で途上国との間で実施しようという話になれる。交渉がまとまった後で、もちろん日本政府として目指しているのは途上国も然るべき負担を負う世界。こういう交渉がセットされた後における支援の枠組みは UNFCCC の方が向いているということはあるかもしれないが、それはそのときに考えるべきだ。

神崎：

確かにこれについてはここが担当という話はあるとは思うが、私達市民からすると温暖化問題に立ち向かうためにクールアース・パートナーシップをどう効率よく全体として使うかはとても重要だと考える。その時にこの担当はここだから、という話が出るのであれば、本当にクールアース・パートナーシップ全体としてどれだけ良い環境対策が出来るのかと話を聞いていて疑問に思った。坂本さんがおっしゃることも分かるが、全体としてどう良いものにしていくかを是非前向きに議論するために、満田さんや清水から提案があったように関係省庁と市民との対話の場を設けて頂きたい。

## 議題 2：途上国の貧困層を対象とした自然災害リスク軽減対策の一環としての天候保険の活用について

MOF 竹下：

ご質問のあった天候インデックス保険は、IFC が立ち上げた Global Index Reinsurance Facility、世銀の運営する Global Fund for Disaster Reduction and Recovery(GFDRR)等で支援が検討されている。これに先立ち、世銀はカリブ海の島嶼国が災害に備えて保険料を拠出しあうスキームを作っており、日本もこの案件の形成を支援した経緯がある。我々としては、天候インデックスは、マーケットメカニズムを活用した気候変動対策として有効と考えている。保険の活用も MDBs が取り組む金融スキームとして重要。これをどの様に発展させて行くかについては、最終的には先進国や国際機関が支援しなくても機能していくことが理想的だが、現状ではデータの不備の問題等のため、進んでいない。スキームの形態は様々な手法が考えられる。ミクロネシアやミュンヘン再保険の提案の詳細は把握していないが、

最近話題になっている食料問題対応のためのインデックス保険についても世銀で検討しているところ。今後世銀、ADB と意見交換しつつよく検討していきたい。

こうしたインデックス保険を検討するために世銀、ADB、国内の金融機関や商社の参加を募ったセミナーの提案を頂いた。途上国を対象とした天候インデックスは国際公共財的な役割もあり、世銀や MDBs が支援する分野として適切。民間金融機関も保険については豊富な知見を有しており、こうした知見の活用も重要。セミナーの開催を 1 案として考えていきたい。

森田：

質問 1 の回答は現在、考えているとのことだったが、もう少し具体的に教えて欲しい。IFC のファシリティ (Global Reinsurance Index Facility) は、かなりの額の資金が動いていると思う。世銀では新たに立ち上げを行うスキームについて、頻りにパブリックコメントやパブリックヒアリングをして、オープンに議論されているが、今回はそういったプロセスが見えていない。民間資金も活用し、近い将来大きな規模の金額が動くスキームの策定手続きが外部から見えずに決まってしまうのはどうかと思う。通常、世銀はオープンに意見を聞いているので、今回もそうすることが大事だと思う。プレスリリースなどから自分が知るところでは、国際金融公社 (IFC) が担当していて、民間と近い位置で仕事をし、世銀が仲介者の役割を果たしていくことが 6 月の終わりに理事会で決まった。しかし、こういったことがオープンにならずに決まってしまうことは望ましくない。また、こうした保険スキームの知見を NGO 側も有しているそうなので、世銀に対して公開のダイアログやパブリックヒアリングの機会を持つよう、働きかけて頂きたいと思う。

MOF 竹下：

ご趣旨は理解した。ご参考まで、日本が 600 万ドルの拠出をしている GFDRR が、スウェーデンで開催したドナー会議には、ドナーのみならず欧州の保険会社も参加、さらに日本からも保険会社が参加し、民間の立場から意見を述べていた。専門家によると、欧米では防災の考え方が日本の様に防災対策を整えることより、防災後のリカバリーに重きを置く点で根本的に異なっており、欧米の保険会社は災害復旧のための保険スキームに豊富な知見を有している。世銀、IFC もより良いスキーム作りのために、日本企業の意見も是非聞きたいと言っている。GIRF については理事会前に民間企業の意見も聞いているのかもしれないが、今後はより民間セクターの意見も取り入れるよう機会があれば事務局とも話してみたい。

### 議題 3 : ADB のセーフガード政策について

MOF 久郷：

ADB のセーフガード政策について、質問 1 にあった第 2 ドラフトだが、2008 年第 3 四半期に第 2 ドラフトとオペレーションマニュアルのドラフト公開を予定しており、期間を 30 日間置き、マニラでコンサルテーションを開催予定。W ペーパーについては 2008 年の第 4 四半期、R ペーパーは 2009 年の初頭というスケジュールになっている。このスケジュールは既に公開されているので、みなさん存じていると思う。

続いて、日本政府ないし、日本理事室、財務省としては今回の ADB セーフガードポリシーの改訂によってそれが後退することがあってはならないという基本的な考えを持っている。また、各地のコンサルテーションで挙げられた懸念についても真摯に対応し、ADB としての対応を皆さんに知らせよう財務省の方からも強く言っていく。第 2 ドラフトのブリーフィングは現在のところ予定はまだ決まっていない。ただ、どこかの段階でブリーフィングが行なわれることになると思う。

3 点目、今回のセーフガードポリシーでは非自発的住民移転、先住民、環境という 3 つの手続きの統合が基本的なコンセプトである。その他のセクター別の政策に含まれるセーフガードを十分統合していないのではないかとこの指摘について、我々としては統合するべきだと考えている。ただ、コンサルテーションにおいて統合すべきではないという意見が出ているようであり、ADB の方で様々な意見を踏まえて検討中である。

B の 120 日前に公開するという点だが、従来から問題になっているところで現在の案ではアプレイザル前の公開になっている。ADB の説明では、アプレイザルから理事会まで平均 200 日掛かっており、実質的に 120 日間より長い時間が担保されるということである。我々としては基本的にはアプレイザル前公開、ミニマム 120 日前という規定を設定することで最低期間を確保する方法もあるのではないかと考えている。

C、D の 2 点については、何も手当てされていないのは間違っていると思う。仮に何も手当てされていない場合は手当てするべきであると ADB の方に言いたい。また、Negotiated Settlement についても条項を明らかにするように、と言おうと考えている。個別の点についての ADB からの説明だが、ADB としても検討中であり不明である。この結果によって、我々が納得いくものであれば、皆さんにご連絡したいと思う。

福田：

4 月 22 日の協議会には山崎さん、久郷さんにも来て積極的な発言をしていただき、きちんとした議論ができたと思う。プロセスの点について 2 点質問したい。まず、第 2 ドラフトの公開期間という問題がある。確かにこういった手順でやりたいという話は聞いている。私が聞いている限りでは 9 月頃に第 2 ドラフトを出し、1 ヶ月間の期間を置いてマニラでコンサルテーションを開催したいということであった。何点かあるが、30 日間では少し短いのではないかと。我々にとっても前回の 10 月のドラフトであれだけの量があった文書を分析し、きちんとしたコメントを出すのはかなり大変な作業であった。ある意味、コンサルテーションが 4 月開催でしっかりとコメントを出すには良かった面もあった。特にマニラでのコンサルテーションではこれまでに参加していない途上国の NGO も招待して開催することになると思うが、30 日間で議論に参加できるだけの準備を NGO がするのは非常に困難であると思う。できればパブリックコメントの期間を 30 日間、コンサルテーションの前にも 2 ヶ月程度の期間がないと、きちんとした議論ができるか心配。

MOF 久郷：

第 2 ドラフトのパブコメを 3 ヶ月間置き、その後 2 ヶ月経ってからコンサルテーションを開催するということか。



福田：

そうではない。パブリックコメント期間の後ろの方で開催の方が意味ある議論になると考える。また、90日間以上は時間的にも厳しいと思う。もう1点、マニラで1度だけのコンサルテーションになっている点だが、ご存知のように、これまで多くのNGOが第1ドラフトを不満として、協議会に参加してこなかったという経緯がある。これまでコンサルテーションは10回以上開催され、ADBとしても多くのリソースを使われたことは理解できるが、もう少し多くの方からの意見を各地で聞く機会を設けることを検討しても良いのではないか。

MOF久郷：

マニラ以外にということか。

福田：

マニラ以外に南アジアで実施するなど。前回と同等規模のものを開催することは困難であると思うが、マニラでの参加者はそれなりに限られてしまう。また大規模なものにしてもインプットの質が落ちてしまうので、鍵となるNGOや住民が参加できる形でマニラ以外でも開催して欲しい。今後の議論の進め方だが、我々は外部者なので第2ドラフトが出てくるまでは何も見る事ができないわけだが、第2ドラフトの前にこういった方向でまとめていくという説明が理事会にあるのか。

MOF久郷：

現在聞いている範囲では事前の説明があるとは聞いてない。確認してみるが、第2ドラフトを公開する前に、少なくとも理事会で何かあると思う。

福田：

分かった。それぞれの具体的な論点については時間的にも限られており、財務省からも理事室を通じて、事務局の方に伝えて頂けるということなので今日は避けたいと思う。1つコメントだが、他政策のセーフガードを統合するべきではないという意見があったということだが、これについて何か背景はあるのか？

MOF久郷：

どのコンサルテーションで誰が言ったのかは現在確認中である。

田辺：

3つの政策を統合することに対しては元々懸念が挙がっていたので、それを混合しているのではないか。

MOF久郷：

元々の3つの政策をということか。

田辺：

そうだ。現在統合しようとしている3つについてそもそも統合するべきではないという議論があった。

福田：

詳しくは分からないが、私は3つの政策が統合することには反対していない。むしろ、セーフガードという1つの目的を持った政策がこの文書を見れば分かるようになることは、ADBの事務局、借り入れ人、我々外部者にとっても望ましいことだ。そのためには現行政策であちこちにちらばっているものを統合することが重要である。何度か強調してきたが、現在のセーフガード政策の体系で社会面への配慮に重要な役割を担っている社会的保護に関する政策、ADB業務での社会的側面の統合に関する業務マニュアル、或いはジェンダーに関する政策が今回統合の対象になっていないのは非常に不可解である。特に、事業開始のかなり早い段階、TAの前の段階で事業が社会、貧困状況に影響を及ぼすのか検討を行ない、TA段階でそういった懸念を反映させるべき、とこれらの政策、業務マニュアルの中に盛り込まれている。早い段階で社会面での配慮を行なうために非常に重要であるので、今回の統合できちんと入れて欲しいと思っている。

田辺：

今回の一連のコンサルテーションで、どのくらいのNGOがボイコットやレターを出したのか調べた結果、インドで43団体、ベトナムのハノイで28団体がボイコットのレターを出している。レターを出していない地域でもそれなりの事が起こっているので、100から200の規模で関心を持っている団体があると認識している。今回、マニラでの1日半のコンサルテーションで彼らの懸念がしっかりと議論できるか疑問に思っている。

MOF山崎：

ボイコットする方々はボイコットすることの意義をどこに持っているのか。つまり、コンサルテーションの開催にはそれなりのリソースが使われている訳だが、来て文句を言うのではなく、ボイコットすることで何を求めているのか。

田辺：

途上国のNGOにとっては頻繁にマニラを訪れることは難しく、その中でコンサルテーションは限られた議論の場である。そのコンサルテーションで今までより低いドラフトが出てきたときに、改善点を長い時間をかけて議論することが果たして良いのか。少なくとも、ドラフト段階で多少の差があっても同レベルのものが出てこない、政策を引き上げる議論にはならないということを最大の疑問として持っている。

福田：

恐らく、追加でコンサルテーション開催が可能であれば、今まで多くの団体に関心を持っていて参加しなかった場所は1つポイントになってくると思う。

#### 議題4：ADBのアカウントビリティメカニズムについて

MOF久郷：

アカウントビリティメカニズムについて。アカウントビリティメカニズムでカットオフデートを設けて

いる理由は、例えば、故意に申請を遅らせ、事業の進展を遅らせるといった事態を防ぐということがある。また、ADB にとっても、プロジェクトが完成し、ディスバースも終了してしまうと中々相手国に対しレバレッジが効かせにくいということも配慮し、カットオフデートを設定している。また、期限を設けることで、影響を受ける方々が早めに何らかの行動に出ることにも繋がり、早めに申請してもらうことで、より迅速な解決が可能になるという目的もある。

指摘にあるように、事業終了後予期せぬ影響は当然ある。それについては ADB として対応していくということであり、アカウントビリティシステムでは対応できなくても ADB 全体として相手国政府との関係で対応していくことも可能である。よって必ずしも申請期間が過ぎた事を理由にトラブルに対応しないということではなく、我々としても ADB が実施した事業で問題が発生したのであれば、当然対応するように働きかける。ただ、今回事務局からは SPF への申請書に住民のサインが無かったことから受領できなかったということも聞いている。申請書が提出されても、申請者のサインが無いと受け取ることはできないので、あくまで形式的な手順だが、皆さんにも住民の方々との関係の中でそういったことが無いように支援して貰えるとありがたい。

福田：

サインがなかったのは 2 人の方が申請人になっていて、その他 61 世帯の住民と一緒に申請していた。申請者 2 人が 61 世帯を代表していて、その他の世帯も賛同しているという書類がなかったという背景があり、非常にテクニカルな問題であった。

アカウントビリティメカニズム改訂作業そのものが始まっていない現在、この議題を取り上げたのはこういった問題意識があることを財務省の方々と共有したいと考えたからだ。ただ、3 点程申し上げたい。カットオフデートを設ける理由として、故意に申請を遅らせることを防ぐ、ディスバースメントが終了した段階では ADB の相手国へのレバレッジが下がっているという点が挙げられていた。前者については、ただそういった報告を聞いたこともなく、仮に遅らせたとしても誰の得にもならないので、杞憂ではないか。

ディスバースメントが終了している点だが、確かに ADB が相手国にどの程度の法的根拠を持ってものを言えるのかという意味では、1 つのポイントではある。ただ、今回のケースでは 63 世帯の方が異議を申し立てたが、ディスバースメントは終了していた。しかし、63 世帯が申し立てたことで突然、ADB カンボジア事務所は NGO や住民との協議を開催し、1 月に ADB のコンサルタントを派遣し申立人全員から聞き取り調査をし、問題解決に向けた議論をしている。もちろん、ADB としてはカンボジア政府との交渉の上にこの手続きを進めたと思うが、この様に全て終わった後でもこういった事態も起こりうる。つまり、ディスバースメントが終わったことで ADB ができることがなくなる訳ではない。もっと言えば、ADB はこのプロジェクトだけを融資しているのではなく、現在も道路事業で実施中のものがあり、また今後も出てくるだろう。更に、カンボジアの住民移転に対しても ADB は相当関与している。その中で、事業単体を見れば終了しているかもしれないが、付き合いは続いている。融資が終了しているからと言って ADB の影響力がなくなることはないと思う。特に、現在のメカニズムは問題解決のためのコンサルテーションフェーズと遵守をチェックするコンプライアンスレビューフェーズという 2 つの手続きがあるが、問題解決のフェーズは必ずしも法的根拠がバックにないと ADB が何もで

きなくなるということはないと思う。

2点目だが、アカウントビリティメカニズムは ADB が対応しなかった場合の最終的なもので、政策の中にも担当部局がどれだけ話し合ってきたかを申立書の中に書くところがある。そういった意味では、事業による問題解決は、アカウントビリティメカニズムへの申し立てができなくても ADB が一義的に対応すべきことである。ただ現実的に、この 63 世帯の問題は NGO を通じて 2005 年、2006 年から長い間苦情を言ってきたにも関わらずほったらかしにされていた。しかし、アカウントビリティメカニズムを使用した途端に事態が急転した。ADB が主体的に動くことで問題解決されるべきだが、背後にこういったメカニズムがあり、ADB のスタッフが第三者にチェックされるという制度が存在することで、ADB の主体的な行動を促すことになる。今回、カンボジア事務所レベルで動いている背景にもなっているのではないか。

3点目だが、他の機関では様々な規定の仕方をしている。IFC の場合はカットオフデートを設けておらず、世界銀行の場合は 95%ルールなどがある。また、JBIC はモニタリングが続いている間は、モニタリングに関する政策違反への申し立ては受け付けることになっている。この様に、ディスパースメントの有無が重要という話は少しずつ変わって来ている。世界銀行のメカニズムができたのは 93 年か 94 年であり、その後できてきたメカニズムではこの点が改善されてきており、そういったトレンドも改定作業で重要になってくると思う。

#### 議題 5 : アチェ・ラファージュセメント工場再建プロジェクト

MOF 久郷 :

アチェのラファージュのセメント工場について、この案件は 5 月 15 日だったと思うが、申請人の方から融資申請の取り下げがあり、ADB はこの案件については融資しない事が決まった。質問は我々の見解ということだが、相手国政府との関係もありコメントすることはできない。質問 1 の EIA の部分だが、当然承認の前段階で EIA は提出されている。EIA の内容が多く点で不十分であるとの指摘だが、これはインドネシアの国内法、アチェの州法、ADB の政策遵守された内容になっており、違反には当たらないとのことである。また今後、ADB が本件に関与できるかということそれは難しい。

寺嶋 :

キャンセルになったことは、数日前にホームページでも確認した。従って、事前に提出した質問内容と少し異なるが、率直に言ってこういった事態はよくあるのか。融資の承認からかなり時間がたって、申請者から断ってきたということだが。

MOF 久郷 :

まったく無い訳ではない。ありうる。

寺嶋 :

その点について、財務省の見解は。

MOF 久郷 :

あくまでも借り入れ申請をした申請人の事情で ADB からの融資が必要ないということであり、それに対して特別な意見はない。

寺嶋 :

EIA について ADB のセーフガードを守っているとのことだが、個別議論になってしまうが、添付で資料を送っているように ADB とこちらの見解が隔たっていることを申し上げたい。また、質問の 2 点目に書いたが EIA のプロセスについて公聴会などを開いた等のことであるが、住民の方から融資の承認に対する示威行動を行なった際に、申請者が軍への協力を求めたということがある。この点についてどのような見解か。これらについては、以前から ADB 総裁に対しても含め、何度も申し上げている点でもある。

MOF 久郷 :

EIA によって、津波前の水準からプロモートすることが期待されていた。不十分な点はあるかもしれないが、プロジェクトを進めていく段階では少なくとも津波以前の状態より改善される予定であった。

寺嶋 :

それは住民の期待としてか、ADB の期待としてか。

MOF 久郷 :

皆さんの期待。

寺嶋 :

その要請に従って ADB としてもそのつもりであったのか。

MOF 久郷 :

そうだ。津波前の水準は私も分からないが、そもそもアチェは 20 年間程度独立紛争を行なっていたところ、ご存知の通り GAM という独立組織がおり、外国人の介入が難しく、どういった環境対策をしていたかは分からない。データの方も、セメント工場があったところは海に面しており、津波発生時には工場にあった 23 メートルの石油タンクがひっくり返る程の大きな被害が出ている。もともと工場周辺にはあまり人は住んでいなかったが、住民も多くの方々が亡くなっている。従って、今回の EIA を基に周辺の環境対策を行なうことで少なくとも被災後より改善がなされるということだった。この点については、個人的な意見だが私もそう思う。

准軍事組織に住民対策を依頼する事に対する懸念については、個人的な意見だがアチェの特殊事情があると思う。アチェは 20 年以上独立紛争を続けており、津波をきっかけに和平が急速に進んだ。現在は和平合意に基づき、武装解除され地方政党化されたが、直接選挙で選ばれたアチェ州の知事は GAM を母体とした地方政党の出身者である。このように、アチェはインドネシアの中でも特殊な地域で、州法にもアチェ独自の規定があり、且つ GAM が統治面でも非常に力を持っている。そういう意味では、あらゆる面で彼らを排除することはできない。今回、業者が住民対策をどこに依頼したか分からないが、

最終的には地方政府に依頼しており、これは GAM を母体としたものでもあるのでこういった結果になったのかもしれない。ここはアチェという特殊性があるのかと思う。いずれにしろ、難しい状況にあるかと思うが、今後住民の方々にとって良い結果になるように思っている。

寺嶋：

今述べられた特殊事情や津波前の水準がどうであったかということだが、ADB としてプロモートすることを期待されいながら津波前の状態が分からないというのは、出資側としてどうかと思うが。

MOF 久郷：

そうだが、データは環境省の方に残っているのでそれをベースにしている。

寺嶋：

事前のことや特殊事情についても、だからこそより丁寧な融資が必要だったのではないか。また、キャンセルの経緯がよく分からない。ここに至るまで、何度も申し入れや直接働きかけを行なってきたが、現場レベルでは ADB の方から何らかの返事はあっても、解決に向けた、例えば ADB として EIA のやり直しを求めるなどの行動は無かったと認識しているが、中止の背景に ADB からの働きかけがあったのか。また、資金面の問題で決まったという話も聞いているが、この点についてもし知っていれば、教えて頂きたい。

途中キャンセルは間々あるということで、キャンセルされるような案件に何故 ADB は融資を決めてしまったのか。穿った見方かもしれないが、津波の復興支援という枠組みを使って地元被災者の資金能力などを精査せずに融資を決めてしまったのではないかという考え方もできるが、この点について事実関係、意見を伺いたい。まだ課題は残しているが、こういった事例から得られた教訓については財務省としてどう考えているのか。

MOF 久郷：

EIA の改訂を ADB が申し入れたかどうかについては確認していない。キャンセルの背景だが、事業主が別途資金を自身で民間資金を調達できるので ADB の融資は要らないと言ってきた。従って、こういったトラブルが原因でキャンセルになった訳ではない。

MOF 山崎：

自分たちの資金でできるといっても、ファンディングコストが違うので、どういう背景なのかは分からない。むしろ、関係が終わったとはいえ、ADB に相手国政府へ聞かせないといけない。義務的に終わってはいるが、ADB にはこれまでの評価の責任があるので、現在までの経緯も含めて報告させたい。

田辺：

1 点質問だが、理由として民間融資が挙げられていたが、そもそも ADB の利子率は一般的に民間融資より低いはずで、民間融資が理由になることがしっくりこなかった。

MOF 久郷：

民間セクター業務に関する融資なので、金利については民間水準と同等である。

木村：

準軍事組織について聞きたい。アチェの特殊性で地方政府が GAM からできたこと、20 年間に及ぶ紛争があったことで、準軍事組織の介入は仕方がないということであったが、GAM の武装解除があったのにも関わらず、何故、準軍事組織が警備を続けなくてはならないのかが分からない。

MOF 久郷：

準軍事組織がどういったものなのか、私にも分からない。但し、現在は武装解除されているので、武器は持っていないはずだが。

寺嶋：

先程も述べたが、特殊事情だからこそ丁寧にやって欲しい。こういった事態は他では絶対にはあるべきでないと思う。財務省としても特殊事情であろうと無かろうと EIA の実施なりプロセスの過程で地域住民が意見を言う事に対して、危険を感じる事が無いようにして欲しい。

MOF 山崎：

特殊事情だから良いと言っている訳ではない。彼はたまたまインドネシアに詳しくだったので、先程から情報として伝えただけであり、決してそういうことではない。

木村；

特殊事情と述べられていたが、アジアではすごく珍しいかというのと、それ程特殊な事ではないと思う。こういった紛争地域で融資があり得るのであれば、軍事的な組織が関与しなければ操業ができないものに対して ADB が融資することの是非を特殊事情ということだけで片付けてはいけないと思う。

## 議題 6：ラオス・ナムグム 3 ダム事業について

MOF 久郷：

ナムグム 3 の EIA ドラフトの件だが、これはアプレイザルミッションの方である。10 月に予定されていたが、2009 年の初頭に延期になった様である。EIA のドラフトの公開については以前も議題に挙げたが、引き続き地元でのコンサルテーションは行なう予定であり、ADB も事業者に対し住民とのコンサルテーションを引き続き開催するよう指導している。今後は情報公開規定に従い、EIA について 120 日前に公開することになっている。ただ、事務局からはサマリーと言われているので、何故フルレポートではないのか確認していきたい。次の質問だが、ナムグム川全体の流域管理を目的とした TA が実施されている。プロジェクト的には TA は TA で行ない、ローンはローンで実施しているが TA が流域管理を目的としているので、ADB が融資を検討しているナムグム 3 についても流域管理をしっかり行なう様、我々としても取り組んでいく。

福田：

現行政策では 120 日前に公開するのは EIA のサマリーになっている。フルの EIA は希望に応じて公開

することになっており、ウェブサイト上で公開するという意味ではサマリーになると思う。コンサルテーションの際に、フルではなくサマリーだったという件は CIA についてである。

ナムグム 3 についてはもっとひどい状況で、こういったパワーポイントのハンドアウトが配られただけでコンサルテーションが実施された。ここに書かれていることを挙げると、例えば下流への影響について動物相と魚種への影響が「マイナス」と書かれているだけである。次に建設地における影響が書いてあるが、これ以上影響に関する詳しい記述はない。後ろの方には、環境管理計画についてもきちんと書いてある様で、**Environmental Management and Monitoring Plan** が紹介されており、**Fish Monitoring and Mitigation Plan** というところがある。ここはパワーポイント 1 枚で説明されており、どの様に監視するかについて、「**Monitor the Changes**」としか書かれていない。

この他にも ADB のリクワイヤメントを満たすためだと思うが、社会影響評価や住民移転計画など包括的に書かれたものがあり、プレゼンテーション自体は相当な分量になっていた。問題はこれが当日配られてプレゼンテーションすることで意味のあるコンサルテーションができるかどうかであり、これではきちんとした協議ができる状態ではないと思う。

MOF 久郷：

そのコンサルテーションはいつだったのか。

福田：

2 月 8 日だった。そもそもドラフトの公開以前に、これをもってきちんとしたコンサルテーションを実施したと言われることがおかしな状況だと思う。現在の ADB の政策にはドラフトの EIA を公開するという明確な文言はなく、ドラフトの EIA が入手可能になった段階で、環境に関する情報を公開するとなっている。これだけで環境に関する情報をきちんと公開したとは言えないと思う。久郷さんの答えの中で、今後もコンサルテーションを続けていくとのことであったが、そのプロセスと現在作られている環境アセスメント報告書のドラフトの公開、あるいは最終版の作成と ADB への提出がどの様な関係にあるのかが、若干明確ではなかった。事業者側としては、これでドラフトに関するコンサルテーションを既に行なったとして最終版作成に入るのか、あるいはドラフトの段階で報告書を公開して再度コンサルテーションを行なうのかについて聞きたい。

MOF 久郷：

その点については再度、ADB の方に確認する。

松本：

コメントだが、ナムグム川には 60 年代の日本の ODA 第 1 号としてナムグム第 1 がある。現在は中国がナムグム第 5 に取り組んだり、日本企業では丸紅が入ったり、ナムグム川全体で 5 つの大きなダムが動いている。せっかく累積インパクトアセスメントを JSF でやると言ったわりには、流域管理に中途半端な関わり方しかできていないと思う。今後できていく 5 つのダムをどの様に運用していけば漁業、住民へのインパクトが軽減されベネフィットが住民に行き渡るのかについて、累積影響調査をやった立場としてコミットしていくことが望ましいのではないかと。



現実として、いわゆる先進国ドナーが持っている影響力が相対的に低下していることは認めなくてはならない。新興国からの民間投資がラオスという国のゆっくと歩んできた成長、自然と人間との共存関係を急速に破壊することがないようにしなくてはならない。そのために、我々NGOも情報提供はするので、せつかく持っているレバレッジ、JSF等をもう少し効果的に使いADBの中心ドナーとして働きかけをして欲しい。このままではラオスは虫食い状態になってしまう。後で話をするが、そのきっかけを作ったのはナムトゥン2ダムだと思っているので、積極的なコミットメントを期待している。

## 議題7：ネパール・西セティ水力発電事業について

MOF 久郷：

質問1のカルナリ川の水力変化を考慮だが、結論から申し上げるとアップーカルナリプロジェクトによるカルナリ川の水量変化は大きくないということである。これについてはレポートが出ていると思うが、アップーカルナリプロジェクトは、30メートル規模のダムで河川を一時的に堰き止めるものである。24時間ベースで見た場合、一時的には推量の変化があるが、季節ベースで見た場合、そんなに大きな影響ではないということである。

田辺：

その分析はEIA中に入っているのか、それとも何かアディショナルなものか。

MOF 久郷：

そこは確認する。それから質問2の点だが、複数の代替案を踏まえた上でどれが最適かを調査する予定。どういう代替案が今、予定されているかというところはまだそこまでの段階ではなく、分からない。必ずしも、750MWということだけではなく、予算も含めて考えるとの事である。3番目の質問は、西セティの750MWは外貨を稼ぐ目的がありこれで得た収入をネパールの未開拓地域への開発資金に回すという目的もある。質問の中にもあるが、小規模の発電の方が経済的なメリット・貢献度が高いのではないかということに対して、私もデータ・レポートを拝見したが、小規模の場合の経済に対する貢献度が具体的にどうなのかが良く分からない内容であった。

今回のプロジェクトは電力の国内供給という面が主要な目的であるが、ネパール政府の外貨獲得も重要な1つの側面として考えられており、政策的な意義が大きいのではないか。最後に、先ほど20年から30年後の方がこういった大きなものは良いという話があったが、ネパールが将来的に本当に発展するかどうか、今後の発展を支える1つのものとして今回のプロジェクトがあるのではないか。電力といったものが整備されれば投資などを呼び込むことができる、またネパール政府が外貨を獲得できればその外貨によっていろいろ経済発展できる。そう言った意味では意義はあるのではないか。

田辺：

1点目について確認するが、当初のEIAの中で流量の変化について比較している部分では、片方の流れのデータが無かったので仮にカルナリ川のダムによる影響があれば、公開して頂きたいと思う。2点目に関してだが、当初報告書が完成する予定が6月ということだったのが、こういった開示でやるかが決

まっていないが、どれぐらい伸びるのか。

MOF 久郷：

詳細についてはまだ決まっていない。今後どういうスケジュールになっているかは確認した上で、連絡したい。

#### 議題 8：ラオス・ナムトゥン 2 ダム事業について

MOF 竹下：

ナムトゥンについては、現地に行った報告書も拝見した。現状について、世銀の事務局に確認をしたが、指摘して頂いた点はすべて世銀には伝えてある。ただし時間の関係上、全てについて我々としても満足のいく回答を得られたとは思っていない。今回少し意見交換させて頂き、引き続き事務局に不明点について確認をしていきたい。

①商品作物の栽培に関する質問については、世銀からは、南部地域は土壌が悪く、森林や家畜放牧用に使おうと計画していたものの、住民から多少土壌が悪くても米作を続けていきたいと話があったことから、住民の意向を尊重し、米作を続けさせており、北部と中央部については、商品作物の栽培を支援中との回答を得た。さらに、こうした作物転換は、過渡期的な対策であるため、米の現物支給も含めて、一定期間は支援を継続していく計画とのことである。しかしながら、ご指摘のあった棚田での米作の継続や商品作物の問題に世銀としてどのように対応しようとしているのか、引き続き確認を行ってきたい。

次に、家畜の放牧地不足について、水没地で現在放牧している家畜数では移転地で放牧地が不足するのではないかと指摘があった。世銀は、新たに放牧を行う予定地であるナカイ高原では、2,500 頭は放牧が可能と見込んでいる。現在放牧対象となる家畜の登録を行っており、今のところ 1,568 頭が登録済みとのこと。但し、世銀には住民からこれより多くの家畜がいるとの声が届いており、どのように対応していくのか住人と相談をしていると聞いている。先程（家畜を事業実施者側が）不当に売ってしまったという話があったが、生活手段の損失という問題に関わってくるので、家畜をどう減らしていくのか、生活手段が減少した場合はどう保障していくのかという問題も含めて更に確認していきたい。

②未完了のバイオマスの除去について、水没予定地で、除去されるべき森林が除去されておらず、ダムの水質汚染や漁業に影響を与えるのではないかと指摘についてだが、世銀からはすでに 1,500ha についてバイオマスの除去が完了しており、4 月下旬に追加的に 300ha についてバイオマスを除去していく予定と聞いている。世銀からは、これ以上の除去は、水位の上昇や労働力の不足、雨季によってフィージブルではないと判断し、移転地の近隣にフォーカスして森林の除去を実施しているという答えを受け取った。ただ、水質汚染の問題や、漁業への影響の問題については彼らから十分な答えをもらっていないので、引き続き確認していきたい。

③非木材林産物へのアクセスの問題について、タケノコが水没によって採れなくなったという問題の提起があった。これについては（NGO 側からの）報告でも紹介があったが、現地で Village forestry

association が組成され、住民が参加する形で持続的に森林資源を管理できるよう世銀が支援を行っている。また、移転地では森林資源 20,000ha へのアクセスは引き続き可能とみている。但し、タケノコ等の生活手段の補償に対する対応策はまだ示されていないため、(世銀側に) もう少し確認したい。

④住民移転事業の遅れについて、(毎回ご指摘を頂いているが) 移転を急いだために移転地でのインフラ整備が遅れているのではないかと、それにより住人が不便を被っているとの件だが、既にご存知かとは思いますが、6月の初旬には10世帯を除いて移転が完了している。残りの10世帯も6月末に電力供給を開始次第移転予定である。電力は現在、38世帯を除いて移転した住人に対して利用は可能な状況で、6月末には全世帯に供給が可能である。学校、健康センター、コミュニティビル、これらの建設の完了は7月末を予定している。道路も1路線を除いて完成しており、残りの1路線も近々完成予定である。今後2ヶ月、進捗を注意深くモニターしていく予定。但し、住民が被る不便への対応策についての回答は十分に情報が入手できていないので、これに関する世銀の考えについて引き続き確認を行いたい。

NT2のラオスのナムトゥンに限らず他の国内の電力プロジェクトについて、セカタムダムで事業の実施においてEIAの公開などが不十分であるとの話をご指摘して頂いた。事実として世銀はセカタムダムに直接に関与はしていない。ただ、既に世銀は「ラオス環境・社会プロジェクト」によりラオスにおける国レベルでの水力発電の政策の実施を支援している。具体的には、環境社会配慮セーフガードの策定と実施、国内の環境を管轄している国家機関の環境アセスメント、モニタリングと政策の遵守、住民移転管理の強化に対する分野での支援を実施している。更に、環境セーフガードの政策の遵守にかかる中央政府と地方政府のキャパシティビルディングも実施しているとのこと。しかし、別途レポートでご指摘して頂いたように、セカタムダムや他のプロジェクトで、セーフガードの策定、遵守で改善が見られていないのであれば、世銀とキャパシティビルディングの案件にこうした指摘を活かせるのではないかと議論していきたい。

松本：

1つ1つの点に対して確認をして頂いた訳だが、これらについては既に始まってしまっているもので、我々も何ができるのかといえば、定期的に現地を訪れ、ここで議論したことが本当に改善されているのか、新たな問題が起きていないのかを持ち帰って、財務省やADB、世銀に話をし、対応を求めることである。私はこれまでナムトゥン2に16年関わっているが、更に私の人生の20年くらいかけて続けるだろうと覚悟した上で石井参事官と対峙をした。石井さんはスリランカへ行ってしまったが、財務省はそれを引き継いでいると思っている。現地に行かれていない人がラオスの農村の生活を想像するのはなかなか難しい。しかもナカイ高原という非常に奥まったところの生活スタイルを想像するのはなかなか難しいと思う。あまり美しい話でなくとも、森、川、魚、そういうものに支えられた生活スタイルである。つまりこれらを失うことは我々にすると失業するようなものである。今まで道路を作る仕事をしてきた人に、明日から陶器をつくってくださいと言っても、いきなり陶器をつくることはできない訳で、村人からすると換金作物をつくるか、新たな農業に手を出すのはものすごく難しいことである。これについては事前に何度も言って、その上で融資をしている訳だから、やはり今困っている人たち、生計手段が失われている人達に対して、期限が限られているコメの支援は、少なくとも住民たちが生計手段を彼らなりに確立するまで延長した上で、面倒を見るしかない。それは全然自立でもなんでもないので、立ち退かされてこうなっている以上、やはり適切に彼らが生きていけるように支援していくべきだと思う。

特に、焼畑は彼らが長年行なってきた農業であり、それをさせてあげるのか、或いはさせないのであれば代替的な方法を支援する事は必要だと思う。

もし財務省として、世銀経由だけでなく現状を見て、それによって財務省としての関心をもう少し持つてもらおうということであれば、我々も可能な範囲で現地訪問や村人との議論という所に、財務省の方々をお連れして行って現状を見て頂いても構わないと思っている。実際世界銀行の職員とかとやりとりをするが、なかなかすぐに動いてくれるわけではない。「調査をする」「会合をどうする」と言っても、いつの間にか1つの問題を1年も1年半もやり続ける事になっている。理事会でどこまでできるのか政治的に分からないが、緊急性がある問題なのでもう少しはっきりとした方法と対応をお願いしたいと思っている。毎日毎日の暮らしなので、1年間調査してから答える訳にはいかないという事だけは述べたい。既に融資をしてプロジェクトは走っているの、そこはお願いしたい。

二点目も、私は実はキャパビルの問題ではないと思っている。これは、ある種政治意思の問題だと思っている。ラオス政府の人たちに聞いてもらいたい。世銀は環境社会プロジェクトで支援をしている訳だから、この関係の中で積極的な発言やアプローチがあっても良い。世銀主催のセミナーですらこうした事に対してタッチしない。世銀はやる気はあるが、ラオス政府のキャパシティが足りないのか、それともキャパシティが無いと言えばみんな理解するからキャパシティが無いといっているのか、キャパシティはあるが無いのは意思なのか。実際 EIA の公開にどれだけのキャパシティがいるのか私には分からない。意思だと思う。その辺りについてはラオスの政策にそう書いてあり、それを MDBs として支援している訳だから、公開するべきだということを適切にラオス政府のカウンターパートに伝えて頂きたいと思う。

あとナムトゥン2については、最初に予測していなかった問題等も色々出てきており、我々としてもこういった事態を財務省や世銀、ADB に提供するのが1つの役割だと思っている。今日は日本国際ボランティアセンターでラオスを担当されている川合さんが、我々とはまた違った、現地でプロジェクトやられており、追加的な情報もあるとのことで、話をしてレポートを財務省に出したいという事だ。

川合：

実は前の年になるが、財務省の定期協議の中で対象村の中で保護林としていたエリアをナムトゥン2ダム移転村に取られてしまうという事があり、この問題について提起させて頂いたところ、対応を検討したいという答えを頂いた。しかしその後、私たちが NTPC の担当官の方に話をしていたが、結局担当官からの何のレスポンスもないまま時間が経っているという事態がある。

MOF 竹下：

世銀の担当官か？

川合：

世銀というか、NTCP、世銀の担当も知っている。ADB の Mitigation 担当にも話はしている。その後、この村はどうなったかと言うと、この話の後ですぐに地図が書き換えられて、保護林だった所がすべて移転村の方に入ってしまったという結果になっている。これについて対応する、対応すると、よくこう

いう中でも返答を頂くが、実際には対応される事が少ない。建設のほうは早いですが被災される方、移転住民の方に対する対応は本当に遅いというのが現地で活動している実感である。

今回話をさせて頂くのは、2009年操業に向けた送電線建設への補償に関してである。現在ちょうど田植えの時期で、米が村の人にとって重要となっているが、水田のところに送電線を建設するために土地が取られている。これに対する補償について3つの不満が村の人から挙がっている。1つが、補償が低すぎる点で、ここで年間に得られる金額と比べても低い事である。また、村と町だと補償額が違う。補償のスタンダードが曖昧で、なぜ周りの人間に比べて自分の補償額がこんなに低いのかといった不満が同じ村の中でさえも起きている。更に、これに対して一切説明がない。調査でNTPCの専門の方が来たが、補償金自体はラオス行政がくれるので、ラオス行政が実は横取りしているのではないかという不信感まで村人には出てきている。

以上この3点が村人から具体的に挙がっている問題である。NTPCで補償の方策が示されておらず、しっかりとした形である程度のスタンダード等明確なものがもう少し周辺住民に説明されると、誤解の解消やきちんとした補償が得られるのではないかと思っている。先ほどADBの話の中でもあったが、ダムの影響は分からないことが非常に多く、本流から外れた支流のところで8年、9年経ってから大きな影響を及ぼす事が多い。結局ナムトゥン2ダムも将来そうなるだろうと言われている問題だが、トゥンヒンブンダムでも、河岸の侵食によって、下流で土壌が堆積してしまい、下流の村は洪水を起こしている。毎年洪水で、もう雨季にコメが作れない状態になっており、ナムトゥン2のサイトでもやっているが、灌漑を作るなどの対策をしている。

少し話は違うが、灌漑施設建設はどうもラオス政府が業者に委託してやっている様だが、業者が逃げたしまったという問題がトゥンヒンブンでは発生している。村人が行政に掛け合ったところ、行政がその灌漑を作る労力と資材を出す事を認めた。つまり自分たちで対処しろとのことで、結局何の支援も無く、ますます貧困化しているという現状がある。このダムに関しては、先程も話されていたと思うが、実際にどういう影響があるのか、これだけ大きなプロジェクトになると分からない、しかし、その中でも現在把握している事を1つ1つきちんと対応して頂ければ良いと思っている。

MOF 竹下：

まず、独自の情報収集ということで紹介された話について、我々自身がすぐには情報収集に行けないのはご指摘の通りで、こう言った場は非常に重要な情報交換の場だと思っている。引き続き情報を頂ければ非常に助かる。こういう場でなくても定期的、またアドホックベースで情報を提供頂いても、大変歓迎である。バンコクの事務所が管轄しているが、JBIC等の援助機関が意見交換するときにもこういった問題について随時提起していきたい。

この協議会で頂いた話がどうなったのかという話だが、事務局の方から当方含めた理事室にタイムリーにレポートしていくことが無いケースもあるので、書面で世銀に確認することも個人的には考えていきたい。松本さんからご指摘頂いた商品作物の話について、世銀は移転対象地を南部/北部/中央部と分けているが、松本さんが問題を指摘されているのは、移転対象地全体ということか。

松本：

そうだ。中部というのはどこまでを中部と言うのか。こう分けるとすごく違うように思われるかもしれないが、土壌は全体的に悪い。農業生産が悪いことはパイロット村の時にもわかっている。ナカイ村は中部だと思うが、その際もパイロット村の土壌が良くて、これでは米ができないのではないかと懸念を表明していたので、土壌は必ずしも南部だけじゃなく全体的に良くない。では中部のほうが商品作物に馴染むのかと言うと、農村を3つに分けても田舎、もっと田舎、最も田舎ぐらいの差しかない。よって、商品作物へ馴染む度合いも皆それ程ない。そういう中で、中部であれば商品作物をうまく作るであろうと言っても、マーケットも無い。労働者がいる間だけは良いかもしれないが、建設工事が終われば、食べる人はいなくなる。この点について北部、中部、南部に関わらず、商品作物の限界はある。ただ現在建設工事もあるので、小さいながらマーケットがあるのは中部だと思う。しかし、それはあまり長く続くとは思えない。

MOF 竹下：

わかった。

松本：

貯水池がここにあるとすると、その南西辺りが非木材林産資源を取る辺りである。水没地域もそうだったが無くなってしまった。ただ、今も非木材林産資源がある地域の周辺にも村はあり、その人たちもこの森林を使っている。南部で林産資源と言っているが、この人達もここを使っているので、結局のところ競合することになる。この 20,000ha というのは、どなたも使っていない土地が 20,000ha あるかのように今聞こえたが、すでに利用者のいる土地であると私は思っている。単に競合するだけだと思っている。

MOF 山崎：

今指摘されたような点で、住民からラオス政府とか世銀、ADB に対しては、もう何回も言っているのか？

松本：

ラオスの政治体制の中にもあって、一番民主的なのが District、郡であり、District のレベルはかなり政府に対して住民は物を言ったりする。District の人達は自分たちも村人みたいなものなので、中央の人以上に村人の生活を身近にしている。ところが、中央の政策は出てくる。村人は District レベルまでなら何か言うが、そこから先になると、やはり政府の体制の中で、District がどこまで Province にものを言えるかと言うと、言える状態の時もあるし、言えない時もある。だから、どういう形で伝わるかは一概に言えないが、村人が我々に言うということは、恐らく District レベルまでは伝えている。そこから先はやはり政府間の難しい問題の中で、どこまで上に伝わっていくかは不透明。やはり嫌がらせとかは起きる。この人があんな問題を言った、ナムトゥン 2 を批判しているといったことを言われてしまう。それは実際みんな危惧しているところである。また、外からサポートするとそういう見方で村全体が見られてしまっていて、あそこは NGO 使って、ナムトゥン 2 に反対していると思われる。そういうことも今まで例えば JVC も経験していて、村人たちは結構慎重になっている。

MOF 山崎：

例えば世銀、ADB 等ととかそういうところはどうなのか。

川合：

それはかなり危ない。例えば、実際に村の方が相当不満を持っていることをパブリックフォーラム等で話したところ、そこに行くと村人の本当の本音が聞けるらしいと、いきなり世銀の総裁がヘリコプターで入られた。しかしその後、郡でかなり監視するようになり、該当する村人だと思われる人は戒厳令ではないが、とにかく出るなど、かなり監視され始めた。また、郡からは必ず JVC は何故そこに行きたいのか、何をやってきたのかを必ず報告しろという形で、かなりチェックされるようになった。だから、あまりこういうことを私自身もこういう場所でいわずに、本当はこちらのほうからいってもらうなりの手段を使わなければいけない。とくにナムトゥン 2 に関してはかなりセンシティブである。

MOF 山崎：

私が昔、ソンドゥミリウをやったときも、NGO が軍関係者に脅迫された等の噂は山ほどあって、住民集会に直接外務省が行っていた。やはり単に NGO から言われても、日本政府が直接実施している事業ならともかく、例えば世銀や ADB の場合ではラオス政府に聞いても、特段たいしたことはないという話になってしまう。そこをどうやって我々が関与してうまくやっていくか、確かに慎重になる必要もあるが、そうやって何もやらなければ何にもならないので、そこは非常に難しいところ。

松本：

誰が聞くかによって村人の答えが変わるという可能性は十分我々も分かっているつもり。これは現実起こったことだが、同じ村人でも世銀が聞くと違う答えが返ってくる。NGO が行って、村人がこう言ったという写真を付けてレポートを作ったら、4 ヶ月後に ADB が同じ村人の写真を使って、私はそんな外国人に何を言ったか覚えていないというレポートが出てくる。ADB のレポートで出てくるところが大人気ないが、そういうところがある国である。だからこそ我々はナムトゥン 2 へ本当に融資して良いのかと、長年に渡って言ってきた。融資をしたということは、もう一歩前に行って、単に世銀、或いは政府から出てくる答えだけでなく、私達の発言を 100% 受けて行動しろと言っている訳ではないが、財務省として、どういうルートで情報を収集して、適切な判断を下されるのが重要。先程言ったように、一緒に見に行くことも可能であるし、我々みたいにラオス語ができれば、村でごちゃごちゃやっても、隣で話ができる。ラオス政府がいらない中で聞くと、あの人はこの人はと言った話が多く出てくる。ただ、そういった事をレポートにすることも難しい、これからも続く問題であるので、こういう現状だという事は理解して頂きたい。

## 議題 9：インド・ラファージェュ・スルマ・セメント事業について

MOF 久郷：

質問 1 の土地の不正譲渡について、ADB の担当者によると、村長と SAC との間で意見が食い違って、SAC の人たちは既に村からはいなくなっている。シェラの方には住んでいない、彼らの意見をまず重視するという考え方がある。NGO の皆さんから村長はラファージェュの子会社の株主であると指摘を受けているが、ADB からは彼が株主ではないという回答があり、ここで皆様との情報と差異が生じて

いる。もう1点、注視しなくてはいけないのが、現地における住民同士の争い、対立が今回の背景にあるのではないか。実際にADBの担当者に聞いたことは、自分たちが現地に行くにあたって危険を感じることもあったので、実際に行くことが困難になっていると話している。ADBとしては、この問題は当事者間で意見の食い違いがあり、どう対応するか考えなければならない難しい問題になっている。1つには国内の解決策に従って行っていくことが重要である、続けて、土地の抵当権のところ、ADBがどのように確認したのかというとADBは信頼できるドイツの弁護士二人とローカルオーソリティが議論をした結果、合法的に行なわれたことを確認し、それ以上調査をしたり中身に食い込んだりしてはいない。ただ、皆さんの方からどういった法令違反が行われていて、例えばどういう法律に触れているのか、具体的な指摘があれば、ADBの担当者に再度確認していきたいとのこと。

MOF 竹下：

IFCについては、IFCが内部手続きに従い検討をした結果、土地譲渡・抵当権に関する許可は州政府から得られれば、県長官から得る必要はないという判断をしている。これについては木村さんの方にIFCからレターで説明されていると思う。

木村：

その前提が本当にそうなのか、というところを含めての質問だったのだが、相手に意図が伝わっていないのだろうか。

MOF 竹下：

IFCは法的レビューを基に判断を下し確認をしたと言っている。ただ根拠については、IFC側は裁判が係争中であり、根拠について特に明確には示していないので、引き続き確認する。

木村：

抵当権についての根拠の部分进行らかにするのに、森林に関する補償内容の裁判が関わっているということか。

MOF 竹下：

そういうことと聞いている。3点目、森林地の転換について、今行われている裁判の中では森林地の転換に関する虚偽報告があったか否かについては原告も被告も争っていないと聞いている。

木村：

ADBがミッションを出すときに、久郷さん、竹下さんには連絡を取らせて頂き、SACは原告側の住民と会うように働きかけしてもらい、その点に関してはお礼を述べたい。ただその件からも分かるように少しADB側のほうが原告側に対して引いていて、レビュー・ミッションで会うことに対して事前に明確な返答がなかった。その理由が分からない。先程、村長がステークホルダーかどうかという話が出たが、この点については現地NGOからの情報を基に確認したので、また確認したい。ただ、この話が影響しているという印象を受けている。住民間の争いに関しても、元々はラファージュのプロジェクトで一部の人達が利益を得るよう自分達に都合の良い権利契約を作成し、これに基づいて補償が行われたことが原因となったと聞いている。この点に関して、IFC側は認識の相違があると認めているが、ADB



側は認めておらず、若干偏っているのではないかと感じており、この点に関して認識を共有するとともに、財務省の方からも働きかけて欲しい。

次に、土地の抵当権の問題に関しては、同じことだが県長官の問題は前回私が提出させて頂いた問題である。これに関してはレターがあるので後ほど提出させて頂き、具体的にどういう違反だったのか示したいと思う。ADB 側は裁判で係争中であることを理由にしている点について、私の目からは別の裁判ではないと思える。森林地の転換の問題と土地譲渡に関する許可は違う事ではないのか。その点に関して、何故向こうが根拠を示さないのか確認して頂きたい。3 点目に関しては森林地に関して補償金に関しての裁判が係争中であるということだが、IFC の報告の要旨について何も触れていなかったが、それがなぜなのか。今回、調査したが触れなかったのか。もう少しはっきりして欲しい。

MOF 竹下：

森林地の転換については、IFC 側からも今までの木村さんへも説明は無いのか。

木村：

割と短く、元々この土地は州政府のいうような保有林ではなかった所以我々は申請を出さなかったという、ざっくりした答えは頂いている。しかし、それに踏み込んだもの、例えば裁判の件については頂いていない。

MOF 竹下：

当時は **wasteland** あったことは虚偽であると指摘されているが、これが虚偽記載であるということは高官が視察して現地では認められているのか。

木村：

この件に関して裁判がいくつかあり、どの裁判かで違ってくる。基本的にインド高官のレポートを基に操業が停止になっている。操業停止をめぐって争われた裁判はすでに決着が付いているが、その中では少なくともこの部分が係争になったとは聞いていない。特にラファージ側が何か申立てをしなければ、この件に関しては確定すると思う。

## 議題 10：サハリンII 石油・天然ガス開発事業について

MOF 内田：

まず 1 点目の質問、本件には解決されていない問題が多く残されているため融資するべきではなかったという指摘だが、JBIC は自らの金融判断に基づき個別案件の審査を行っており、環境審査についても融資の意思決定に対して JBIC が自己の責任と裁量において判断するべき事項であるという前提がある。しかしながら、財務省としては本事業への環境社会面に関する NGO を含む関係者の指摘、意見を重く受け止めている。従って、JBIC に対して当方から一般監督権に基づき、そういった指摘に対してそれぞれ適切な対策、計画の策定、実施がなされ今後とも十分な対応がなされていくこと、また環境社会面への取り組みについては透明性を確保し、関係者に十分な説明責任を尽くすことを繰り返し申し入れている。JBIC としては融資契約の個別条項において、借入人の環境社会配慮面における各コミット

メントを融資契約上の義務として規定しているとのことであり、これにより契約条項を抑止力として、借入人に対し、環境社会配慮面への取り組みを着実に実施することを促していく所存とのことである。従って、財務省としては契約後、JBIC は借入人に対して契約義務の履行を求める正式な当事者となったものであり、今後の JBIC の対応はこれまでも増して重要であり、今後の JBIC の対応に引き続き関心を持っていきたいと考えている。

2 点目の質問、説明責任が果たされていないのではないかという指摘だが、JBIC は環境ガイドラインに求められている審査の透明性やアカウントビリティ確保の観点から 2003 年より繰り返し現地実査を行なうと共に、過去 13 回に渡り環境関連フォーラムを開催して広く意見を聴取し、サハリンエナジー社へ取り組みを促すことで最大の努力を行なってきたと承知している。また、JBIC はオホーツク海沿岸各都市を対象とした油流出に関する地域説明会や独法の海上災害防止センターの主催する流出油対応専門家会合に参加するなど幅広く関係者の意見を聴取する機会を設けてきている。関係者より要請があれば個別の面談等も行なっており、またこれからもドアはオープンであるということもあり、ステークホルダーとの協議の場は十分に設けていると承知している。JBIC としては融資契約調印後、HP 上に環境関連フォーラム等で挙げられた意見への対応というページを追加し、これまで NGO 等から挙げられた意見等への対応に関する説明も行なっている。JBIC は引き続き関係者との協議を継続し、政府系金融機関として必要な説明責任を尽くしていくと聞いている。財務省としても NGO の方々からの指摘を踏まえ、融資契約後も事業の環境社会影響への透明性、説明責任を十分果たすことが重要であると考えており、JBIC に対してその旨を累次要請していく。

3 点目の質問だが、JBIC は融資機関の責任として事業者による環境社会配慮については適切なモニタリングを行ない、環境社会配慮が不適切であると判断した場合には融資機関としてのレバレッジを活かし、事業者に改善を求めていくべきだと指摘されているが、その通りであると思う。JBIC は借入人の環境社会面への対策について個別に融資契約上の義務として規定をしており、仮に借入人に重大な義務違反があれば融資の実行を停止するといった措置も可能になっている。モニタリング報告の公開について、JBIC としては借入人の商業上の機密事項等に個別事情を踏まえ、適切な方法で情報を開示し、政府系金融機関として必要な説明責任を果たしていく所存であると聞いている。こちらからは以上である。

渡辺：

最後のところだが、2 つ質問している。業者によるモニタリング報告の公開と JBIC が自身で行なったモニタリング結果の公開が重要であるという質問だったが、いかがか。

MOF 内田：

事業者によるモニタリングの結果に関しては、その公開について事業者がどのように判断するかということに帰着する。他方、JBIC による実査等に基づくモニタリング結果については、JBIC 自身が結果をまとめるため、JBIC としての対応がどうかという質問と理解した。JBIC としては借入人の商業上の機密事項等といった個別事情を踏まえ、内容・手段について適切に対応し、JBIC としての説明責任を果たしていきたいということである。

MOF 細田：

内田が申した通り、JBIC の実査については事業者側の状況による。そこは相手側の事情に対応しながら可能な限り対応するということになる。

渡辺：

JBIC の実査に関する報告はこれまで無かったと思う。非常に重要な事だと思っており、先程述べられていた様に、私たちは様々な問題を指摘したが今回 JBIC が融資を決定したことで、JBIC の基準を守らせるリバレッジを持つことになるので、状況を市民に説明する義務があると思う。これまではモニタリングの結果を報告していなかったもので、今回確認したかった。

MOF 内田：

ご趣旨は分かった。JBIC はこれまで他の案件でもモニタリング自体は実施しており、結果については個別に要請があった時に可能な限り対応してきたと思うので、本件もそういった対応は可能だと思う。

神崎：

昨日 JBIC ガイドライン改訂の協議の中でもモニタリングレポート公開について議論され、JBIC 自身が融資決定後に実査に行った時にどういった事をしたのか報告を公開して欲しいという提案をした。あまり明確な答えを得ることができなかった。融資決定後に調査に行く案件はそれほど多くなく、実際には業者からの報告書を机上で問題が無いか確認するのが JBIC の一義的なモニタリングだということだった。ただ、山崎さんもよくご存知のサンロケダムのように、非常に大きな影響がある場合には JBIC 自身が年に 1、2 回実査に行っている案件もある。

サハリンについてもこれからモニタリングのための実査に行く事は色々な状況から考えて確実なことだと思う。我々が知りたいことは JBIC が現地を何を見て、どういう問題に対応したのかについて JBIC 自身の説明責任として公開して欲しい。サンロケダムは何年も取り組んでおり、JBIC も実査して現地で話を聞いていると思うが JBIC が何をやっているかが分からない。私達がサハリン II 環境関連フォーラムの中で一緒に活動している仲間からも、事業者がどういった対応しているかも重要だが、JBIC が何を行っているかも日本の公的機関としてきちんと説明して頂きたいといった話も出ている。今日は明確な答えを得る事ができなかったと思うが、この点について財務省からも透明性と説明責任が重要だという話を頂いているので、もう少しプッシュして欲しい。

MOF 内田：

モニタリングの情報公開のあり方については、いまあったフィリピンの案件でも同様な指摘を波多江さんから頂いており、我々としても問題意識は把握している。基本的には可能な限り行なうという方向で検討するべきと思うので、こういった意見も踏まえてできる対応をするよう JBIC に申し伝えたい。

神崎：

是非お願いしたい。個別に対応して頂く事も重要だと思うが、自ら進んでの情報公開は一步進んだ対応だと思う。

MOF 内田：

JBIC 環境ガイドライン改訂のコンサルテーションについて、できる限り議論状況をフォローするようにはしているものの、時間的な面からなかなか網羅的に把握するのは難しいのだが、その中の議論で、他国の政策金融機関はモニタリング結果の公表に関しどういった対応しているかについて、分かる範囲で良いので教えて頂ければ、こちらも検討の材料にでき、ありがたい。

神崎：

事業者、金融機関についてか。

MOF 内田：

金融機関自身のもの。

神崎：

私を知る限り、自らが行うモニタリングに関する報告は出していない。

福田：

事業者が行なったモニタリングの結果について ADB は公開している、また米国輸銀がこの前の法改正で公開すべきとなったことで、現在環境ガイドラインの改定作業を行なっている。融資機関が取ったアクションについては公開すべきとルールとして書いているものは見た事がない。後はアドホックな対応で、政治的なプレッシャーが強くなった時に説明するという姿勢であり、誰も聞かなければ黙々と進めていくのが現状。

MOF 内田：

実施機関が公開することは融資機関からの義務付けなのか。

福田：

ADB の場合はそうなっている。

神崎：

米輸銀も法律で決められて、現在ポリシーを改定しているのでほとんど義務になると思う。ただ、他機関がどういった対応をしているかに拘らず、JBIC 自身がサハリンをグッドプラクティスと言っている様に自ら説明責任を果たす努力をしてくれているので、機関の慣行などを考えず、良いと思う事をやって頂きたい。

MOF 内田：

もちろん、他機関の話はあくまで参考であるが、そういったことも踏まえて検討していきたい。

福田：

モニタリング段階をきちんと評価することは様々な形で議論になっている。先程のナムトゥン 2 やラファージュであっても、融資が決まった後にどれだけきちんと見ていくか、どう見ていくかをセッティングすることが重要。これまでの私達の議論は融資を決定する前に何をすべきなのか、その決定プロセ

スをどれだけ公開できるのかについてだった。しかし、それでも融資決定まで来た後には、融資決定の際の義務を融資機関として何を行わせたのかもきちんと情報を出して欲しい。サンロケダムの様に事業者がやっているモニタリングの内容や細かな環境社会影響についてどうなったのかについての質疑をこの場で行なうことはあまり繰り返したくない。そこについては事業者が情報公開し、JBIC は融資機関としての対応を説明し、それでもらちがあかない場合に、この場合は財務省としてこういったアクションがあり得るというやりの方が効率的。モニタリングに入ってしまうと、この場を事実確認の場として使わざるを得なくなってしまう。こういうやり方は、私はおかしいと思うので、是非その点は JBIC にも伝えて欲しい。

MOF 内田：

融資したら終わりではないという点については同感であり、融資した後がより重要であると考えているので、さきほどももうしたとおりが指摘の向きは伝えたい。

財務省からの報告

## **MDBs（国債開発金融機関）年次総会について等**

MOF 土井：

一連の国際機関の年次総会について簡単な報告をしたい。4月、5月に掛けて開催されたが1つ1つ話をしてもおもしろくないので、総会での議論も含め現在話し合われているものをピックアップして紹介し、気付いた点について少しコメントをしたい。

1点目は皆さんも気付いていると思うが、現在、経済成長重視がどこの機関でも主流になってきている。成長が貧困削減に必ずしも繋がっていないのではないかという反省が5年以上前は強かったが、現在では経済成長を通じた貧困削減でなければサステナブルでないという考え方が支配的になっている。アメリカもそうだが、我が国の場合は民間セクター中心の経済成長による貧困削減を課題として挙げているが、それが主流になりつつある。それに伴い、国際機関が取り組むべき課題の1つとして、インフラ整備が欧州も含め強く主張されている。やはり、インフラストラクチャーが整備されていない状況では経済成長も達成できないという認識だと思う。インフラの重要性について日本はずっと前から言い続けてきているが、最近では欧米も言及している。国際機関が特にインフラに取り組むと言っている背景には恐らく、欧米勢は自分の援助では保健・衛生などに力を入れ、国際機関にインフラをやって欲しいといったことがあると思う。アフリカについて言えば、アフリカ開発銀行はインフラを中心にやるべきだとイギリスの DFID も述べており、世界銀行についてもインフラへの取り組みをしっかりと行なうべきと盛んに言われている。私の個人的な印象では、以前の開発の議論と比べ様変わりしてきたのではないかと感じている。

とはいえ最大の課題は貧困削減であり、次のテーマとして経済成長を貧困削減にどう繋げていくかがある。その中で言われているのは、インクルーシブアプローチという表現が色んな所で言われており、世銀や ADB の長期戦略でもインクルーシブが大事だと述べられている。これは貧困削減に繋げていく形での経済成長でないと意味がないということである。中身については、必ずしも明確に定義されている訳

ではなく、結局、経済成長を促す政策と社会開発に関する政策を両方合わせて実施していくという意味以上のものがあるかは難しい。昔、ADB で経済成長を貧困削減に繋げようとしていた時期には道を 1 本作る時にも、貧困地域の真ん中に通すといった形で案件形成を考えた時期もあった様だが、なかなか案件形成がうまくいかなかったということである。今回も長期戦略の中でインクルーシブグロースと言っているが、そういったことをやる訳ではなく、バランスを取ることに尽きるのではないかと思う。それに合わせて、格差是正についても議論されている。特に中所得国は昨年秋頃から変わってきているが、まだまだいわゆるエマージングマーケットと言われるところは経済の調子が良く、これからも成長し、富裕階層がますます富裕化していつている。この中で貧困層の割合も減ってきているが、減り方の度合いが富裕化と比べて遅く、社会的なひずみが問題になっている。よって、貧困解消という課題と同時に格差是正という多少異なるアングルから大きな問題になってきている。これには ADB または IDB が特に言及している。世銀も問題視はしているが、世銀のプライオリティはアフリカにあり、アフリカでは格差是正というアングルから議論されることはあまりない。格差是正は困難な問題であり、世銀や ADB が持っているツールで直接格差是正にどれだけ臨めるのかは新しい問題である。インクルーシブアプローチと似たような問題であり、問題点は指摘しているがそれをアドレスする方法はなかなか理想的なものがない。

もう 1 点、これは今年初めて言われたことではないが脆弱国支援、紛争明けでガバナンスが弱い国をどう支援するのも大きなテーマになっている。これまでの MDBs のトレンドでは、資金配分をパフォーマンススペースで実施することであった。要は経済成長、ガバナンスが成功している所に多く資金が入り、うまくいっていない所には資金配分をしないということであった。この路線で引き続き実施する動きももちろんあるが、これでは脆弱国と言われるグループが割を食ってしまう。特に紛争が解決してこれから経済成長して行こうとしている国についてはパフォーマンスで比較すると評価が低くなってしまい、資金が集まらなくなってしまう。こういったケースには、通常の PBA の枠外で追加的な資金配分をするべきではないかといった議論が IDA、アジア開発基金、アフリカ開発基金などのコンセンショナルウィンドウの増資が相次いだ中で多かった。その中で機関の性格によって拠出の仕方は変わってくる訳で、脆弱国を多く抱えるアフリカの場合では大きな問題になっており、脆弱国への資金配分はより手厚いものになっていく。

一方、中所得国戦略はここ 1 年程度で状況が変わりつつある。ただ、エマージングマーケットを中心として状況が非常に良い、また金融緩和があったことで資金に対するアクセスが良くなる状態が続いており、中所得国の中で金融へのアクセスがあるところは大型投資をする際に、様々な条件を付けてくる世銀、IDB や ADB と付き合いが必要が無くなってきて、資金をあまり借りなくなっている。そういったところとどの様に付き合っていくかが、少なくとも今年の夏から議論になっている。議論の中心は、ディスエンゲージといったことではなく、知的支援になっている。要するに今後、豊かになるに連れて年金などの社会保障や環境政策など、貧困から脱出しつつある国々に追加的な政策を取らせるための知的支援をするといった話である。また、直接資金を貸すこと以外にも民間資金のモビライゼーションをどうするか、新たな金融ファイナンスのツールを提供するべきではないかということも頻りに話された。足元の話をする、IDB などは貸し出しが非常に伸びている。これはあまりにも経済状況が良く、市場からの資金供給能力以上に需要があり、年々 IDB への需要も増えているためである。アジア開発銀行でも似た事態が起きていて、急激に OCR ウィンドウの貸し出しが伸びている。そういう意味では借りなく

なっているという話は足元では矛盾してしまうが、トレンドとしては民間資金市場が発達してきており、途上国と雖もアクセスが増えていく中で世銀、ADB、IDBなどがどうレレバンスを保っていくかが議論になっている。

後は個別議論になってしまうが、気候変動についてである。これは日本が今年サミット議長国としてどの様に取り上げて行くかとも関連するが、世銀などの国際機関でも大いに議論になっている。これには2つの側面があり、二酸化炭素を多量に排出している新興国の緩和の問題と気候変動の負の影響を最も大きく受けるアフリカを中心とした貧困国の適応の問題がある。当然アフリカでは適応の問題が主に議論され、世銀などでは緩和の問題が国際社会の問題となっている。そういった意味で、今日の議題にもなっていたが、世銀に気候変動への大きなマルチ基金ができるなどの動きが出てきている。

もう1つは、食糧価格の高騰の問題である。昨年から進行していた問題であったが、私の視界に入ってきたのは今年の3月、4月頃から急にバタバタした問題になった。国際開発金融機関の世界では、今年の4月初めにゼーリックがこの問題を取り上げ、食糧問題のためにニューディールが必要だと打ち出している。MDBsの世界で急にこの問題が取り上げられたのは、ゼーリックのスピーチによるものが大きい。その後、世銀の開発委員会でも大きな議論になり、年次総会でも議題の中心になっていた感がある。地域によって状況が異なっているのだから、取り上げ方も一様ではなかったが、最も重大な問題として、対策をどうするかという観点から議論になったのは、今年4月の開発委員会ではないか。5月のADB総会でも議論になったが、アジアではタイやベトナムなど輸出国が存在する中で、全体として見れば食糧の輸入国が多いアフリカとは状況が異なっている。また、アジアではそれぞれの国の政府の当事者能力もかなり高く、食糧価格高騰を目の前に何も対策が取れないアフリカ諸国とは違い、良し悪しは別として補助金の導入や輸入関税の引き下げなど対策をとっていたので、緊急度合いの認識は多少低かったのではないかとはいえ、バングラディッシュ、フィリピン、インドネシアなどで具体的な問題は発生しており、話題の中心にはなっていた。逆に、IDBでは域内国である南米に食糧輸出国が多くあるので、全体としてみると食糧価格高騰によって地域が潤うことにもなっていた。ただやはり、中米では状況が異なっており問題も発生していた。しかし、全体としてはオポチュニティという面もあり、お尻に火が付いた状況ではなかった印象を受けた。

最後に、マルニュートリション（栄養不良）だが、これが必ずしも大きな話題をさらっていた感じはなかったが、ゼーリックが取り上げた話題は盛り上がってくるのが最近のパターンなので今後議論されることも多くなると思う。彼は、忘れられたMDGsということでかなり強調していた。ただ、食糧価格の高騰問題と重なり合ったことで若干タイミングが悪かった。栄養不良の問題は、食糧があっても栄養の偏りがあるので問題だという議論なので、そもそも食糧が無いということが目下最大の課題という状況の下では、この問題は開発委員会ではあまり盛り上がらなかった。食糧価格の高騰は今後どうなるかわからないが、主だった穀物では4月、5月をピークに少し下がってきているので、この問題が落ち着いてくると、秋以降には達成困難だと言われるMDGsの主要課題として取り上げられてくる気がする。感想に近い話で恐縮だが、個人的な感覚として、この1年間国際機関で行われた議論の主だった点である。

大内：

また世界的に成長路線になった背景は。

MOF 土井：

DFID が方向転換したのが大きいのではないかと。これを契機として世銀も転換したのではないかと思う。ADB は昔から経済成長と言っているが、この中で大きな要因はインフラをどう考えるかだと思う。一時期、インフラは民間資金でできるのではないかという主張が強かった。公的資金をインフラに使わずにインフラに対しては民間の資金をどう引っ張ってくるのかという認識が主流であった。しかし、蓋を開けてみると、民間資金によるインフラ整備は通信セクターなど非常に限定された分野でしか成功しておらず、結局は MDBs を使わざるを得ないという認識の流れがある。

松本：

今回、増資交渉の中で日本政府として重要視していた点、或いは受け入れられた点があれば教えて欲しい。

MOF 山崎：

山ほどある。大きな政策で言えばインフラ重視、成長重視ということをあらゆる増資交渉で言ってきた。やはり、市場経済メカニズムがきちんと働くようになるために ODA の有効活用に重点を置くべきということ。これは社会セクター、例えば保健分野でも、グローバルファンドで現地にお金を入れていくから薬を買っても、それを港で引き上げ、冷凍倉庫で保管して、輸送する道路がない、或いは保健所が無いといった問題がある。インフラが無ければ社会支援すら極めて限られた効果になってしまうということに認識した。この認識とアフリカの紛争国が良い成長を遂げてきたことで、そういったところを底上げするべきということになっている。これが結果的に市場経済に関わっていくことになる、例えば今まで自給自足の農業だった人が道路を使って作物を販売できるようになり、現金収入を得ることで生活レベルが上がるということが目に見えて分かってきた。

今まで、日本はアジアで成功してきたといっても、アジアのキャパシティやヒューマンリソースも異なるので、アジアの特殊事情であるといった見方もあった。しかし、ここ 1 年を通じた交渉では、日本が言う以上に MDB などがインフラの重要性を言う様になった。また、我々アジアのメコン、国境を越えた地域の活動がうまくいっている。ラオスの件は先程、松本さんがライフワークにされるという話もあり、重要なことだと思う。やはり、ASEAN の中で農業国とそうではない国々もたくさんあり、海上、鉄道などを結ぶことで全体の底上げが図れる。こういった形をアフリカや中央アジアでも行っていく、そのために、PBA というシステムを全ての MDBs で入れている訳だが、国境をまたぐ事業等について PBA の例外的な資金を作ることも重要である。これは日本が中心となってアジアで普及してきた、アメリカなどでは議会との関係で PBA の例外を増やすことには消極的であったが、うまく調整してきている。

また、ガバナンスの強化については日本だけでなく欧米も言っていることだが、あくまでも開発の事業主体はその国の政府であるので、そこがいかに関係をうまくやるかということがなければ、いくら我々が資金を投入してもどう使われたかは分からないし、MDBs では尚更分からない。ただ、我々が MDBs に期待することはバイだと外交的に内政干渉になってしまい言い難いことも、MDBs になる



と言及できる点である。そこはきちんと役割を果たすことをお願いし、ガバナンスに対するコミットを見ながら我々もやっていきたい。世銀は比較的そういうことができるが、そうではないところある。

大内：

紛争国支援について、国際会議の間ではガバナンスという言葉の使い方は参加者によって異なると思うが、そういう点についてはどうなのか。

MOF 山崎：

国際会議では、英語が公用語なので、ガバナンスという言葉もある意味では広い意味になる。しかし、我々が PBA の議論の中でガバナンスという言葉を使う場合は、具体的な要素を理解しているので、比較的共通な土台で議論はできる。ただ、あらゆる国の参加者がいるので、理解が苦しいケースもある。

以上